

令和4年度 横浜市立大道中学校

学校いじめ防止基本方針

目次

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

- (1) いじめの定義
- (2) 大道中学校いじめ防止基本方針の目的

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

- (1) 委員会の設置
- (2) 委員会の構成員
- (3) 委員会の運営
- (4) 委員会の活動内容
 - 未然防止
 - 早期発見・事案対処
 - 取組の検証

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) いじめの解消
- (5) 特に配慮が必要な生徒
- (6) 教職員等への研修
- (7) 学校運営協議会等の活用
- (8) 取組の年間計画

4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態への意味
- (2) 重大事態の判断
- (3) 重大事態の報告
- (4) 調査の趣旨及び調査主体
- (5) 調査を行うための組織
- (6) 調査結果の提供及び報告

5. いじめ防止対策の点検・見直し

6. その他

学校いじめ防止基本方針

横浜市立大道中学校

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 大道中学校いじめ防止基本方針の目的

大道中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止および解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめがどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという強い意識のもと、学校、家庭、地域、関係機関が互いに協力し、活動しながら子どもの健全育成を図り、「いじめのない温かい学校、自分のこともまわりのことも大切にできる学校」をめざすことを目的とする。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の設置

法第22条に基づき、本校に「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 委員会の構成員

組織の構成員は次の者とする。

- ・管理職 ・教務主任 ・学年主任 ・生徒指導部（生徒指導専任含む）
- ・人権担当・養護教諭 ・学校カウンセラー
- ・必要に応じて心理や福祉などの専門家の参加を求める。

(3) 委員会の運営

- ・月1回以上、定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・いじめの早期発見のための必要な措置を講ずる。
- ・いじめの疑いがあつた段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・いじめ事案に対して中核となって組織的に取り組む。
- ・いじめに対する情報の収集や会議録を作成・保管し、進捗の管理を行うとともに、対応に対して、中核となって役割分担をする。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。

(4) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談や通報などの窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画とその実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検や見直しを行う。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

※いじめほどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、本校生徒全員が安心して安全で豊かに学校生活を送ることができる学校づくりを行う。

○心の通じ合うコミュニケーション能力の育み

・道徳授業の充実

→社会のルール、マナーを学ばせ、社会の常識を身につけさせる。

・人権標語・俳句の実施

→生徒全員に考えさせることによって、人権に対する意識向上と、周囲の人たちに対する思いやりの気持ちを育てる。

・教科授業の充実

→生徒をきちんと授業に参加させる。

基礎的な学力を身につけさせる。

自己有用感を身につけさせる。

- ・学校行事の充実
→みんなで協力して活動することによって、連帯感、仲間意識を向上させ、社会はみんなで協力し、成り立っていることを理解させる。自己有用感を身につけさせる。
- ・教職員の普段からの毅然とした指導
→いじめは決して許される行為ではないという意識のもと、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方にも細心の注意を払う。
- ・生徒会の「非行被害防止サミット」や「横浜こども会議」等の参加を通して、生徒に自らいじめをなくしていこうとする意識を持たせる。

(2) いじめの早期発見

※いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、積極的に認知する。

- ・いじめの定義理解を含む、いじめについての職員研修を行う。
- ・いじめを見逃さないためにも教師の見守り、生徒とのきめ細かいふれあいを行う。
- ・現行の4、8、1月の生活アンケートに加え、「いじめアンケート」や「YPアセスメント」等を実施する。
- ・定期的に教育相談を実施することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、相談があった時は教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関とも連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。
- ・情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

※いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し学校の組織的な対応につなげる。

○学校いじめ防止対策委員会を中核とした対応

- ・学校いじめ防止対策委員会での情報の共有、対応方針の決定、ならびに記録を作成する。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・いじめを受けた生徒を守り、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

(4) いじめの解消

※いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の様子含め状況を注視し、期間が経過した段階で、再度学校いじめ防止対策委員会の中で、いじめが解消したかどうかの判断を行う。
- ・いじめの行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。
- ・再発の可能性を十分に踏まえ、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒を日常的に注意深く観察する。

(5) 特に配慮が必要な生徒

※いじめはどの子どもにも起こりうる可能性があり、以下の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒
- ・東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(6) 教職員等への研修

- ・職員研修等で、生徒の心理や行為、行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を行う。
- ・いじめの定義理解を含めいじめに関する職員研修を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針を周知するために年度初めに職員研修を行う。

(7) 学校運営協議会等の活用

- ・保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」等や青少年の健全育成を目指す「大道中学校区学校・家庭・地域連携事業」における学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題などを共有し、連携・協働して解決する仕組み作りの推進。

(8) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	学校いじめ防止基本方針・年間計画の確認 生徒指導研修 生活アンケート実施 教育相談①	職員研修 入学式・始業式、学年集会等で説明 授業参観・懇談会
5月	Y P アセスメント実施予定	学・家・地連役員会で基本方針説明 学校教育説明会で基本方針説明
6月		学・家・地連総会で基本方針説明
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い）	個人面談 地区懇談会
8月	職員研修 横浜子ども会議（中学校ブロック話し合い）	
9月	生活アンケート実施 教育相談②	
10月	金沢区非行・被害防止サミット	
11月		
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめアンケート・面談実施 Y P アセスメント実施予定	個人面談
1月	生活アンケート実施 教育相談③	
2月		学・家・地連役員会
3月	年間の振り返り、次年度への引き継ぎ	
通年	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の判断

- ・重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所または人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

- ・重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

- いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、学校又は教育委員会

(5) 調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

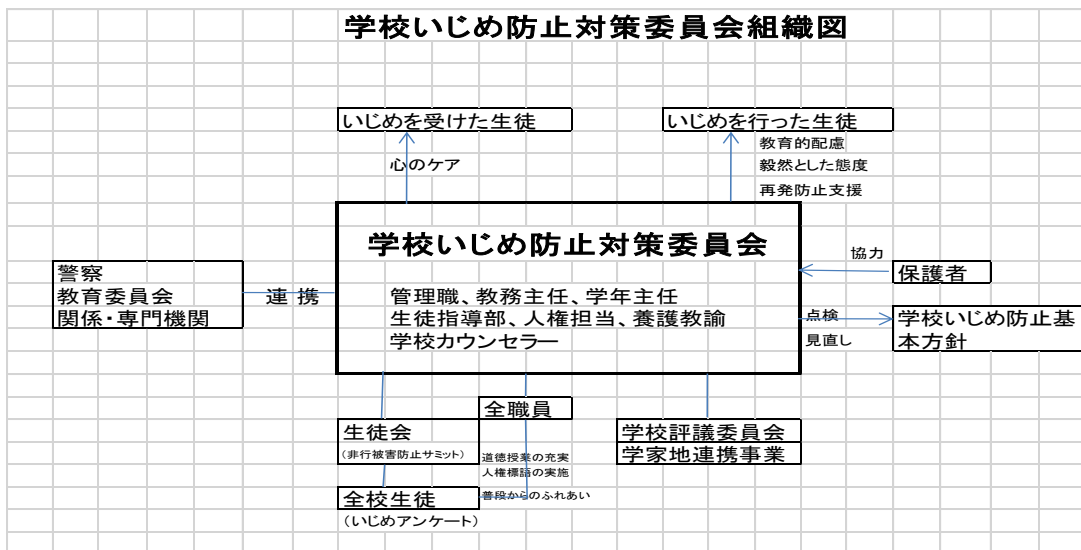
- いじめを受けた生徒及び保護者への適切な情報提供を行う。
- いじめを行った生徒及び保護者への説明を丁寧に行う。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

※学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとする。

6. その他

(1) 大道中学校いじめ防止対策委員会組織図



(2) 参考資料

- 「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」
(文部科学省 平成29年3月14日改定)

(平成29年12月改訂)

(令和4年3月31日付則)